

柏崎市芋川地内遊休市有地における電源開発参入支援補助金
交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、遊休市有地である市民の森（旧ぶどう村）を活用し、太陽光発電設備及び蓄電池（以下「太陽光発電設備等」という。）の設置を行うものに対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、本市が行う市民の森（旧ぶどう村）における太陽光発電設備等の整備事業に係る公募型プロポーザル審査に参加し、候補者として選定された者とする。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市民の森（旧ぶどう村）において実施する太陽光発電設備等の整備事業であり、当該事業を通じて本市の地域課題解決や地域貢献にも資する事業とする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、別表に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。ただし、国、地方公共団体その他公共的団体から補助金等の交付を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金等の額を減じて得た額とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に4分の3を乗じた額（その金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内とし、補助限度額は5,000万円とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、柏崎市芋川

地内遊休市有地における電源開発参入支援補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、補助事業の実施前に市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは必要な条件を付して、柏崎市芋川地内遊休市有地における電源開発参入支援補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、不適当と認めたときは柏崎市芋川地内遊休市有地における電源開発参入支援補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定の内容を変更しようとするときは、柏崎市芋川地内遊休市有地における電源開発参入支援補助金変更承認申請書（別記第4号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更である場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、これを承認するときは、その旨を柏崎市芋川地内遊休市有地における電源開発参入支援補助金変更承認通知書（別記第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止）

第9条 補助事業者は、補助事業を中止するときは、任意の様式により速やかに市長に対して中止届を提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助対象者は、補助事業の完了日から起算して30日以内又は当該完了日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、柏崎市芋川地内遊休市有地における電源開発参入支援補助金実績報告書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び交付）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合には、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれ

に付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、柏崎市芋川地内遊休市有地における電源開発参入支援補助金確定通知書（別記第7号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による交付すべき額の確定後に、補助金を交付するものとする。

（財産処分の制限）

第12条 補助事業者は、補助事業の完了日から起算して、補助事業により取得した設備等を処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間をいう。）において、点検及び必要な整備をするなど善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、補助事業により取得した設備等を処分しようとするときは、あらかじめ柏崎市芋川地内遊休市有地における電源開発参入支援補助金財産処分承認申請書（別記第8号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 3 前項の承認をする場合において、市長は、補助事業者が処分をすることにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月16日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費

1 太陽光発電設備に関するもの

区分	内容
設計費	設備導入に必要な設備等の設計に要する経費 ※設備の設計のみならず、土地造成等の関係工事に係る工事用図面の作成等の経費は、設計費に計上すること。
設備購入費	太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、モニターシステム（電力測定及び測定値の表示を行うためのシステム）、架台、接続箱、受配電設備、遠隔監視・制御装置その他附属機器
土地造成費	設備設置に必要な土地造成費
工事費	基礎、設備の据付け、電気配管及び柵塀（柵塀の購入費を含む。）に係る工事費
接続費	送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器その他の系統設備に対する工事費負担金
その他経費	設備導入に必要なその他経費

備考 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費としない。

補助対象経費のいずれかの区分において、市内事業者と連携して補助事業を実施すること。

2 蓄電池に関するもの

区 分	内 容
設備購入費	蓄電システムを構成する以下の①～⑥に該当するもの ①蓄電池部（リチウムイオン、ナトリウム硫黄等） ②蓄電池部制御部分（BMS等） ③電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナー等） ④蓄電システム制御装置（計測・表示装置等、蓄電システムの附属設備であり、必要不可欠なもの） ⑤附帯設備（空調設備、筐体、分電盤等） ⑥その他蓄電システムに必要な不可欠なもの
工事費	基礎、設備の据付、電気配管等に係る工事費
その他経費	設備導入に必要なその他経費

備考 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費としない。

補助対象経費のいずれかの区分において、市内事業者と連携して補助事業を実施すること。

別記

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

柏崎市長 様

申請者 住所
名称
代表者等名

柏崎市芋川地内遊休市有地における電源開発参入支援補助金
交付申請書

柏崎市芋川地内遊休市有地における電源開発参入支援補助金交付
要綱第 6 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の内容

事業計画書のとおり

2 交付申請額 金 円

3 補助事業の完了予定日

4 添付書類

- (1) 本補助事業に係るプロポーザルの採択通知書
- (2) 導入する設備の仕様が確認できるカタログ等
- (3) 導入設備の配置図及びシステム図
- (4) 補助事業に係る見積書
- (5) 登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行から 3 か月以内のもの）
- (6) その他市長が必要と認める書類

事業計画書

● 事業概要

--

● 導入設備の台数及び主な仕様

システム		数量	主な仕様
太陽光 発電設備	太陽光パネル (型式：) (メーカー：)	枚	公称最大出力 kW
	パワーコンディショナー (型式：) (メーカー：)	台	定格出力 kW

システム	数量	主な仕様
蓄電池 (型式：) (メーカー：)	台	定格容量 kW

● 収 支 予 算 書

【 収 入 】

項 目	金 額 （ 円 ）	備 考
市 補 助 金		
そ の 他 補 助 金 (名 称 :)		
借 入 額		
自 己 負 担 額		
合 計		

【 支 出 】

経 費 区 分	総 事 業 費	補 助 対 象 経 費	備 考
設 計 費			
設 備 購 入 費			
土 地 造 成 費			
工 事 費			
接 続 費			
合 計			
消 費 税		—	
総 計		—	

第 2 号 様 式 （ 第 7 条 関 係 ）

第 号
年 月 日

様

柏 崎 市 長 印

柏 崎 市 芋 川 地 内 遊 休 市 有 地 に お け る 電 源 開 発 参 入 支 援 補 助 金
交 付 決 定 通 知 書

年 月 日 付 け で 交 付 申 請 の あ っ た 柏 崎 市 芋 川 地 内 遊
休 市 有 地 に お け る 電 源 開 発 参 入 支 援 補 助 金 に つ い て 、 柏 崎 市 芋 川 地 内
遊 休 市 有 地 に お け る 電 源 開 発 参 入 支 援 補 助 金 交 付 要 綱 第 7 条 の 規 定 に
よ り 、 下 記 の と お り 補 助 金 の 交 付 を 決 定 し た の で 通 知 し ま す 。

記

1 交 付 決 定 額 金 円

2 交 付 条 件

- (1) 補 助 事 業 及 び そ の 内 容 は 、 年 月 日 付 け に よ る
補 助 金 交 付 申 請 書 記 載 の と お り で あ る こ と 。
- (2) 補 助 事 業 の 内 容 を 変 更 し よ う と す る 場 合 又 は 補 助 事 業 を 中 止
し よ う と す る 場 合 に は 、 事 前 に 市 長 の 承 認 を 得 な け れ ば な ら ない 。
- (3) 新 潟 県 柏 崎 市 補 助 金 等 交 付 規 則 及 び 柏 崎 市 芋 川 地 内 遊 休 市 有
地 に お け る 電 源 開 発 参 入 支 援 補 助 金 交 付 要 綱 の 規 定 を 遵 守 す る
こ と 。

第 3 号 様 式 （ 第 7 条 関 係 ）

第 号
年 月 日

様

柏 崎 市 長 印

柏 崎 市 芋 川 地 内 遊 休 市 有 地 に お け る 電 源 開 発 参 入 支 援 補 助 金
不 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日 付 け で 交 付 申 請 の あ っ た 柏 崎 市 芋 川 地
内 遊 休 市 有 地 に お け る 電 源 開 発 参 入 支 援 補 助 金 に つ い て 、 柏 崎 市 芋 川
地 内 遊 休 市 有 地 に お け る 電 源 開 発 参 入 支 援 補 助 金 交 付 要 綱 第 7 条 の 規
定 に よ り 、 下 記 の と お り 補 助 金 の 不 交 付 を 決 定 し た の で 通 知 し ま す 。

記

理 由

第 4 号 様 式 （ 第 8 条 関 係 ）

第 号
年 月 日

柏 崎 市 長 様

申 請 者 住 所
名 称
代 表 者 等 名

柏 崎 市 芋 川 地 内 遊 休 市 有 地 に お け る 電 源 開 発 参 入 支 援 補 助 金
変 更 承 認 申 請 書

年 月 日 付 け 第 号 で 交 付 決 定 通 知 の あ っ
た 補 助 事 業 に つ い て 、 下 記 の と お り 変 更 し た い の で 、 柏 崎 市 芋 川 地 内
遊 休 市 有 地 に お け る 電 源 開 発 参 入 支 援 補 助 金 交 付 要 綱 第 8 条 第 1 項 の
規 定 に よ り 、 下 記 の と お り 承 認 を 申 請 し ま す 。

1 理 由

2 変 更 の 内 容

3 添 付 書 類

第 5 号 様 式 （ 第 8 条 関 係 ）

第 号
年 月 日

様

柏 崎 市 長 印

柏 崎 市 芋 川 地 内 遊 休 市 有 地 に お け る 電 源 開 発 参 入 支 援 補 助 金
変 更 承 認 通 知 書

年 月 日 付 け で 申 請 の あ っ た 補 助 対 象 事 業 の 変 更 等 に つ い て 、 柏 崎 市 芋 川 地 内 遊
休 市 有 地 に お け る 電 源 開 発 参 入 支 援 補 助 金 交 付 要 綱 第 8 条 第 2 項 の 規
定 に よ り 、 下 記 の と お り 承 認 し た の で 通 知 し ま す 。

記

1 変 更 等 の 内 容

2 注 意 事 項

第 6 号 様 式 （ 第 1 0 条 関 係 ）

年 月 日

柏 崎 市 長 様

申 請 者 住 所
名 称
代 表 者 等 名

柏 崎 市 芋 川 地 内 遊 休 市 有 地 に お け る 電 源 開 発 参 入 支 援 補 助 金
実 績 報 告 書

年 月 日 付 け 第 号 で 柏 崎 市 芋 川 地 内 遊 休 市 有 地 に お け る
電 源 開 発 参 入 支 援 補 助 金 の 交 付 決 定 を 受 け た 事 業 に つ い て 、 当 該 補 助
金 交 付 要 綱 第 1 0 条 の 規 定 に 基 づ き 、 下 記 の と お り 関 係 書 類 を 添 え て
実 績 報 告 し ま す 。

1 交 付 決 定 額 及 び 実 績 額

(1) 交 付 決 定 額 金 円
(2) 実 績 （ 請 求 ） 額 金 円

2 完 了 年 月 日 年 月 日

3 補 助 事 業 の 実 績
事 業 報 告 書 の と お り

4 振 込 口 座

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協		支店 支所
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

5 添付書類

- (1) 事業の実施に係る領収書の写し
- (2) 当該事業の実施に係る契約（契約書、請書等）、請求（請求書等）、支払（払込金受取書等）に係る証ひょう類の写し
- (3) 設備の設置状況が確認できる写真
- (4) 補助金振込先金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し（申請者と同一の口座名義人であって、振込口座番号が確認できるものの）
- (5) その他市長が必要と認める書類

事業報告書

● 事業の成果

--

● 導入設備の台数及び主な仕様

システム		数量	主な仕様
太陽光 発電設備	太陽光パネル (型式：) (メーカー：)	枚	公称最大出力 kW
	パワーコンディショナー (型式：) (メーカー：)	台	定格出力 kW

システム	数量	主な仕様
蓄電池 (型式：) (メーカー：)	台	定格容量 kW

● 収支決算書

【収入】

項 目	金 額（円）	備 考
市 補 助 金		
そ の 他 補 助 金 (名 称 :)		
借 入 額		
自 己 負 担 額		
合 計		

【支出】

経 費 区 分	総 事 業 費	補 助 対 象 経 費	備 考
設 計 費			
設 備 購 入 費			
土 地 造 成 費			
工 事 費			
接 続 費			
合 計			
消 費 税		—	
総 計		—	

第 7 号 様 式 （ 第 1 1 条 関 係 ）

第 号
年 月 日

様

柏 崎 市 長 印

柏 崎 市 芋 川 地 内 遊 休 市 有 地 に お け る 電 源 開 発 参 入 支 援 補 助 金
確 定 通 知 書

年 月 日 付 け で 実 績 報 告 の あ っ た 補 助 事 業 に つ い て 、
柏 崎 市 芋 川 地 内 遊 休 市 有 地 に お け る 電 源 開 発 参 入 支 援 補 助 金 交 付 要 綱
第 1 1 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 下 記 の と お り 補 助 金 を 確 定 し た の で 通
知 し ま す 。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 交 付 決 定 額 | 金 | 円 |
| 2 | 確 定 額 | 金 | 円 |

第 8 号 様 式

年 月 日

柏 崎 市 長 様

申 請 者 住 所
名 称
代 表 者 等 名

柏 崎 市 芋 川 地 内 遊 休 市 有 地 に お け る 電 源 開 発 参 入 支 援 補 助 金
財 産 処 分 承 認 申 請 書

年 月 日 付 け 第 号 で 交 付 決 定 の あ っ た 事 業 に つ
い て 、 柏 崎 市 芋 川 地 内 遊 休 市 有 地 に お け る 電 源 開 発 参 入 支 援 補 助 金 第
1 2 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 下 記 の と お り 申 請 し ま す 。

記

- 1 処 分 し よ う と す る 財 産 及 び そ の 理 由 （ 別 紙 ）
- 2 相 手 方 （ 住 所 、 氏 名 、 使 用 の 場 所 及 び 目 的 ）
- 3 処 分 の 条 件

※ 譲 渡 、 交 換 、 貸 付 け 、 売 却 、 担 保 提 供 の 相 手 方 の あ る 場 合 は 、 そ れ
ぞ れ の 相 手 方 及 び 条 件 に つ い て 記 載 す る こ と 。

- 4 そ の 他

別紙

処分しようとする財産及びその理由

財産名称	仕様	数量	処分方法	処分理由	備考

※ 処分方法として、譲渡、交換、貸付け、売却、取壊し、担保提供等の別を記載すること。